

あなたの空き家は大丈夫ですか？

空き家対策特別措置法

(平成27年5月26日から完全施行)

【空き家と定められる要因】

- 家全体の傾き、主要構造の腐食
- 屋根・外壁の剥離
- 設備、門・塀の老朽化
- 浄化槽の破損、汚水の流出
- ゴミ等の放置、不法投棄
- 景観計画に不適合
- 窓ガラスの破損、門扉の破損
- 植栽の不整備

【空き家と定められる基準】

1年間にわたって、使用されていないと認められた物件

【現行と改正後の固定資産の特別措置】

小規模住宅用地

200平米以下の部分

1/6 → **1/3**

一般住宅用地

200平米以上の部分

1/3 → **2/3**

※上記内容は国土交通省資料より参照

上記の法律が制定されました。多くの方が空き家のままにされているのが現状です。税制面でもこれまではメリットがありましたが、今後は費用負担も大きくなります。ぜひ、お早めの判断をしてください。金融機関によっては解体費用を応援する支援ローンもありますので、我々がご紹介いたします。工藤工務店では住宅解体の請負をしておりますのでお気軽にご相談ください。

住まいの事は我々にお任せください。お気軽にご相談ください。



株式会社 工藤工務店